

件 名

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

令和7年10月16日付けの埼玉県人事委員会勧告等を踏まえ、学校職員の通勤手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

学校職員の通勤手当の支給時期や支給額等について定めるもの

2 改正の内容

駐車場等を利用して通勤する学校職員に対し、1月当たり5,000円を上限とした通勤手当を新設することに伴う規定の整備

3 施行期日

令和8年4月1日

改正案	現 行
<p>学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第三条 職員は、新たに条例第九条の五第一項に規定する職員としての要件を具備するに至った場合には、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員がその住居、<u>通勤経路、通勤方法若しくは同条第四項に規定する駐車場等</u>（以下「<u>駐車場等</u>」という。）<u>を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつた場合</u>についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第四条 任命権者は、職員から前条第一項又は第二項の規定による届出（前条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条、<u>第十一条の五</u>及び第十二条において同じ。）があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示<u>又は第十一条の二に定める駐車場等としての要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出</u>を求める等の方法により確認し、その者が条例第九条の五第一項に規定する職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>第五条・第六条 (略)</p> <p>第七条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつて</p>	<p>学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第三条 職員は、新たに条例第九条の五第一項に規定する職員としての要件を具備するに至った場合には、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員がその住居、通勤経路<u>若しくは通勤方法を変更した場合</u>、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第四条 任命権者は、職員から前条第一項又は第二項の規定による届出（前条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条、<u>第十一条の二</u>及び第十二条において同じ。）があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第九条の五第一項に規定する職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>第五条・第六条 (略)</p> <p>第七条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつて</p>

はならない。ただし、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。第十一条の五第二項において「勤務時間条例」という。）第八条第一項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第八条 条例第九条の五第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第九条の五第八項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

二 （略）

2 （略）

第八条の二 （略）

（併用者の区分及び支給額）

第八条の三 条例第九条の五第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 （略）

二 条例第九条の五第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。次号において「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）

同条第二項第一号に定める額

三 条例第九条の五第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）未満

はならない。ただし、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。第十一条の二第二項において「勤務時間条例」という。）第八条第一項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第八条 条例第九条の五第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第九条の五第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

二 （略）

2 （略）

第八条の二 （略）

（併用者の区分及び支給額）

第八条の三 条例第九条の五第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 （略）

二 条例第九条の五第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。次号において「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 条例第九条の五第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。） 同項第二号に定める額

である職員（第一号に掲げる職員を除く。） 同条第二項第二号に定める額

第九条・第十条（略）

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十一条（略）

2（略）

3 第八条の規定は、条例第九条の五第三項第一号に規定する特別料金等相当額（第十一条の五第三項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（駐車場等の要件）

第十一条の二 条例第九条の五第四項の教育委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 勤務学校の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の額の算出の基準となる第六条の通勤経路若しくはこれに準ずるものとして教育委員会が定める経路上にある交通機関の駅又は停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を駐車するために利用する施設（自動車等（自転車を除く。）の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第九条において準用する職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第八条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を

第九条・第十条（略）

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十一条（略）

2（略）

3 第八条の規定は、条例第九条の五第三項第一号に規定する特別料金等相当額（次条第三項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（新設）

支給しないことが著しく不適當であると教育委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第十一条の三 条例第九条の五第四項の教育委員会規則で定める学校職員は、第八条の三第二号に掲げる職員とする。

(新設)

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第十一条の四 条例第九条の五第四項第一号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

(新設)

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 教育委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等についての前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じ同号イからハまでに定める額を合計した額

2 国有財産法(昭和三十二年法律第七十三号)又は地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)の規定により、国有財産又は公有財産(以下この項において「国有財産等」という。)の使用許可等を受けた駐車場等を利用する場合であつて、当該使用許可等に係る国有財産等の使用料等の減免を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「五千円を超える場合にあつては、五千円」とあるのは「五千円から減免を受ける額(その額が二以上の月にわたる場合にあつては、その額をそのわたる月の数で除して得た額とし、その額が二以上あるときは、当該二以上の減免を受ける額の合計額)を差し引いた額(その額が零を下回る場合には、零とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下この項において「減免時上限額」という。)を超える場合にあつては、減免時上限額」と、

同項第一号中「当該料金の額」とあるのは「当該料金の減免後の額」とする。

(支給日等)

第十一条の五 (略)

2 (略)

3 条例第九条の五第六項の教育委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第九条の五第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び条例第九条の五第四項第一号に定める額の合計額（第十二条の二第二項及び第十二条の五第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第九条の五第六項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十二条 (略)

(返納の事由及び額等)

第十二条の二 条例第九条の五第七項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 (略)

二 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額、第九条第二項の規定による額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三～五 (略)

2 条例第九条の五第七項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

3 条例第九条の五第七項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、教育委員会の定めるところにより、事由発生

(支給日等)

第十一条の二 (略)

2 (略)

3 条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第九条の五第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十二条の二第二項及び第十二条の五第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十二条 (略)

(返納の事由及び額等)

第十二条の二 条例第九条の五第六項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 (略)

二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは第九条第二項の規定による額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三～五 (略)

2 条例第九条の五第六項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

3 条例第九条の五第六項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、教育委員会の定めるところにより、事由発生

月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十二条の三 条例第九条の五第八項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第十二条の四～第十五条 (略)

月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十二条の三 条例第九条の五第七項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第十二条の四～第十五条 (略)

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは通勤方法を変更した場合」を、「通勤方法若しくは同条第四項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の下に「若しくは駐車場等の料金を加える。

第四条中「第十一条の二」を「第十一条の五」に改め、「提示」の下に「又は第十一条の二に定める駐車場等としての要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第七条中「第十一条の二第二項」を「第十一条の五第二項」に改める。

第八条第一項第一号中「第九条の五第七項」を「第九条の五第八項」に改める。

第八条の三第二号中「同条第二項第二号に定める額」の下に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条第三号中「同条第二項第二号に定める額」の下に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

第十一条第三項中「次条第三項」を「第十一条の五第三項」に改める。

第十一条の二第三項中「第九条の五第五項」を「第九条の五第六項」に、「除く。」及び「を」を「除く。」、「」に改め、「その合計額」の下に「及び条例第九条の五第四項第一号に定める額」を加え、同条を第十一条の五とする。

第十一条の次に次の三条を加える。

（駐車場等の要件）

第十一条の二 条例第九条の五第四項の教育委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 勤務学校の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の額の算出の基準となる第六条の通勤経路若しくはこれに準ずるものとして教育委員会が定める経路上にある交通機関の駅又は停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を利用する施設（自動車等（自転車を除く。）の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第九条において準用する職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第八条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状態、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると教育委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第十一条の三 条例第九条の五第四項の教育委員会規則で定める学校職員は、第八条の三第二号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第十一条の四 条例第九条の五第四項第一号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 教育委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等についての前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じ同号イからハまでに定める額を合計した額

2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、国有財産又は公有財産（以下この項において「国有財産等」という。）の使用許可等を受けた駐車場等を利用する場合であつて、当該使用許可等に係る国有財産等の使用料等の減免を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「五千円を超える場合にあつては、五千円」とあるのは「五千円から減免を受ける額（その額が二以上の月にわたる場合にあつては、その額をそのわたる月の数で除して得た額とし、その額が二以上あるときは、当該二以上の減免を受ける額の合計額）を差し引いた額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた

額とする。以下この項において「減免時上限額」という。）を超える場合にあっては、減免時上限額」と、同項第一号中「当該料金の額」とあるのは「当該料金の減免後の額」とする。

第十二条の二第一項中「第九条の五第六項」を「第九条の五第七項」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法」を「通勤方法若しくは駐車場等」に改め、「変更し」の下に「、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」を加え、「額若しくは」を「額、」に改め、「規定による額」の下に「若しくは駐車場の料金」を加え、同条第二項及び第三項中「第九条の五第六項」を「第九条の五第七項」に改める。第十二条の三第一項中「第九条の五第七項」を「第九条の五第八項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から駐車場等（学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第五十六号）第三条による改正後の学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第九条の五第四項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用してしている職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の学校職員としての要件を具備するに至ったものは、この規則による改正後の学校職員の通勤手当に関する規則第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。